

障害者支援制度をご利用ください

詳しくは障害福祉課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

また、障害福祉課公式X(旧ツイッター)でも情報を発信しています。

申・問/障害福祉課 ☎463-1598~9 ㊚463-1025



市ホームページ



公式X



障害者手帳

一定の障害等のある方が、各種援護やサービスを受ける場合に必要となります。

○身体障害者手帳

対象/身体に一定以上の障害のある方

○療育手帳

対象/知的障害のある方

○精神障害者保健福祉手帳

対象/一定の精神障害のある方



ミライロID(デジタル障害者手帳)をご存じですか?

お持ちの障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)をアプリに登録すると手帳情報がスマートフォンの画面に表示できるようになります。



特別障害者手当等

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。

※①、②、③のいずれも所得の制限や条件あり



医療費の支給等

○重度心身障害者医療費支給制度

対象/①身体障害者手帳1~3級、②療育手帳A・A・B、③精神障害者保健福祉手帳1級、④後期高齢者医療制度加入者のうち65歳未満で障害認定を受けられる状態であった方

※①、②、③は、65歳以上で該当となった方を除く。また、本人所得による制限あり

支給額/入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金等(高額療養費や附加給付金が支給される場合、その金額を差し引いて支給、入院時の食事代は該当の世帯のみ)

○自立支援医療(精神通院)

精神疾患の治療を受けるときに、申請により通院医療費の自己負担分を1割に軽減する制度です。院外処方箋薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります。

※世帯の課税状況により上限額を設定



相談先等

○精神保健福祉に関する相談(予約制)

精神保健に関するご本人・ご家族等の相談を、電話・面接等で、精神保健福祉士が対応します。

実施日/原則第1・3火曜日 午後1時~5時15分

※相談内容や個人情報は秘密厳守します。

○障害者虐待防止センター

障害福祉課内に設置しています。障害のある方に対する虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は、当センターにご連絡ください。障害のある方の安全を確認し、虐待の事実確認や障害のある方の保護、養護者への支援など必要な対応をします。



交通費等の補助



重度障害のある方の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券の交付・バス鉄道共通ICカードまたは自動車燃料費の補助を行っています。

対象者/身体障害者手帳1・2級、下肢3級、療育手帳A・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級

支給額等/年間上限15,000円(福祉タクシー券は年間上限30枚)※登録時期により異なります。

上記のほかにも、**障害福祉サービス**(居宅介護、生活介護、グループホーム、計画相談支援等)、**地域生活支援事業**(移動支援、日常生活用具給付、意思疎通支援、地域活動支援センター、成年後見制度支援、訪問入浴サービス、日中一時支援等)、**生活サポート事業**、紙おむつ等の支給、**配食サービス**、**緊急通報システム**、**難病患者見舞金**、**自動車運転免許取得費・改造費の助成**、**補装具費の交付**、**在宅重度心身障害者手当**、**市内循環バス特別乗車証**、**車いす・レクリエーション備品(フライングディスク、ポッチャ)の貸し出し**、**有料道路通行料金割引**、**NHK放送受信料減免申請受付等**の事業を行っています。